



奄美群島 請島ミヨチョン岳から池地港を望む 撮影者：津田浩克

暑中お見舞い申し上げます。

ウクライナに対するロシアの侵略戦争がどのような形で終わるのか、誰も分かりません。戦争は始めるのは簡単ですが、終わらせるのは非常に難しいと言えます。戦争が長引けば、ウクライナの人たち、周辺国の人たち、そして世界の人たちに様々な形で被害や悪影響が生じます。ウクライナ戦争を受け、中台問題（米中問題）が日本にとってもますます大きな問題になっていますが、ウクライナ戦争がまさに示しているように、戦争が起きてしまった後のことばかりを考えるのではなく、本来、戦争が起きないような外交と国際政治を展開しなければなりません。草の根の国際交流ももちろん大事で、そのような草の根の活動が国境を越えた友情と信頼を醸成し、平和に貢献することは間違ひありません。しかし、やはり、国民から選ばれる政治家による外交と国際政治が最も重要です。日本人の多くは政治に無関心ですが、ウクライナ戦争を目の当たりにし、日本の周辺で起きる、あるいは日本が当事者となる戦争は現実にあり得る（人ごとではない）ということが実感としても分かりました。また、地球の遠く離れた地域で起きている問題が日本に住む私たちにも物価の高騰という影響を及ぼすなど、今や世界は緊密に繋がっていることもあらためて痛感させられました。SDGsは、「すべてのことは繋がっている」から「社会の問題に無関心であってはならない」、「一人一人の意識を変えれば行動が変わり社会が変わる」という考えに基づいています。強い自戒も込めて、私たち日本人は、一人一人が、世界のこと、政治のこと、そして環境のことにもっと目を向け、もっと勉強して、自分の頭で考えて行動することが必要なのだと思います。

弁護士法人 あすなろ

あすなろ法律事務所 弁護士 津田浩克 弁護士 池田直樹 弁護士 岩本 朗 弁護士 原 正和
弁護士 石飛優子 弁護士 齊藤優摩 弁護士 黒田祐史 弁護士 室谷悠子 弁護士 杉田峻介
弁護士 平林佳江子 弁護士 池田健人 弁護士 中江友紀

弁護士法人 あすなろ 奄美支所

奄美あすなろ法律事務所 弁護士 和田知彦 弁護士 佐用理紗／事務局一同

選手に対する制裁処分における弁護士のかかわり方

弁護士 原 正和

以前のニュースレターでも少し触れて頂きましたが、私は、日本ラグビーフットボール協会(以下「日本ラグビー協会」といいます。)のジュディシャル・オフィサー(以下「JO」といいます。)を務めさせて頂いております。今回は、弁護士はスポーツに関連してこのような関わり方もしているということを、少し詳しくご説明させて頂きたいと思います。

1. JOは、日本の最高峰のラグビーリーグであるリーグワン(昨年まではトップリーグ)の試合で危険な行為をしたとしてレッドカードを出された(退場させられた)選手、あるいは、「レッドカード相当の不正プレー」をしていたと日本ラグビー協会指定レフリー(サイティング・コミッショナー)から事後に申告があった選手に対して、当該試合以降の出場停止試合数を判断する(制裁処分を科す)役割を担っています。
2. 制裁対象となるプレーの代表的なものは、ハイタックル(首よりも上へのタックル)で、そのような危険なプレーによる怪我を回避することと、ラグビーをより安全なものにしてさらなる普及を図ることが制裁処分の目的です。
3. 日本ラグビー協会を含む世界の各ラグビー団体を統括するワールドラグビーが、制裁処分の判断枠組み(判断基準)と不正プレー(危険なプレー)ごとの出場停止試合数の目安を定めています。最近、ワールドラグビーは、「頭部へのコンタクトの対処手順(Head Contact Process)」を定めましたので、ハイタックルに対する制裁処分はこれに基づいて判断されることになります。
4. JOは、上記のような判断枠組みと判断基準に従い、個々の不正プレーに対する制裁処分を科します。そして、その前提として、選手やチームからの聞き取り(ヒアリング)を行います。当該選手が次の試合に出られるかどうか、これから何試合出場出来なくなるかは、チームの勝敗をも左右する重大事項ですので、選手とチームは、ときには代理人弁護士をヒアリングに同席させ、ワールドラグビーの判断基準等を引用しながら、「不正プレーとは言えない」あるいは「レッドカード相当ではない」などと争ってきます。選手の多くはプロ選手であるところ、彼らにとっては試合に何試合か出られないことは、直ちに報酬の減額につながるため、必死です。それゆえ、JOも各ケースに真摯に取り組む必要があります。ちなみに、私は、2022年のシーズンでは5件担当しましたが、そのうち1件は「制裁なし」つまり「レッドカード相当のプレーではなかった」との判断をしました。

スポーツと契約書

弁護士 齊藤 優摩

1. スポーツチームのクラブ運営において、契約書は切っても切り離せない関係にあります。スポンサーと結ぶ協賛契約書、選手と結ぶ選手契約書、サポーターとのサポーター契約書(規約)や施設の利用契約書といったクラブ運営独自のものから、業務委託契約、雇用契約、取引基本契約といった通常の企業と同様の契約書まで、契約書の種類は多岐に渡ります。ただ、スポーツだからといって、契約書の注意点が、特殊なことばかりというわけではなく、ほとんどが通常の契約書と同様になります。
2. 以下では、字数の関係で細かいご説明はできませんが、スポーツ関係の契約書の中で、一番代表的な協賛契約書を例にとりながらご説明をさせて頂きます。

2. クラブ運営において一番締結する機会が多い契約は、恐らく、スポンサーと締結する協賛契約になろうかと思います。協賛契約は、スポンサーがクラブに対して協賛金を支払い、その対価として、協賛メリットを提供する契約のことを指します。ここでいう協賛メリットは、ユニフォームに企業ロゴを掲載したり、HPのバナーの設置など、クラブの特色に従ったものが設定されることになります。

この協賛契約書には、契約書内に「別途協議」と定められることがあります。スポーツ法務の分野は、エンタメ・スポーツと一括りにされることが多いのですが、この傾向は、エンタメ分野の広告出演契約書などでも見られます。

通常の契約書であれば、「別途協議」という点は、契約書における曖昧さを残すことになるため、なるべく少なくすることが求められますが、協賛契約書をはじめとする、このエンタメ・スポーツにおける契約書においては、この「別途協議」と設定することが結構な割合で発生します。これは、非典型契約であることに加えて、役務・義務の内容がどうしても時期が迫らないと定まらないことが多く存在するからです。また、エンタメ・スポーツの分野では、一定の信頼関係を前提に締結することが慣習としても存在することから、あまり詰め過ぎず、その時に取り決めることを良しとすることがあります。

奄美に来て6年間が経ち、これまでたくさんの経験をさせていただきました。時間が経つにつれて、知っている方も増えていき、奄美群島のいろいろな場所に行く機会をいただくことができました。



奄美あすなろだより

弁護士 和田 知彦

奄美に来て6年間が経ち、これまでたくさんの経験をさせていただきました。

時間が経つにつれて、知っている方も増えていき、奄美群島のいろいろな場所に行く機会をいただくことができました。

年々、御相談や御依頼をいただく件数が増えていき、それに対応できるように、奄美の事務所の体制も整えていく必要性を感じています。

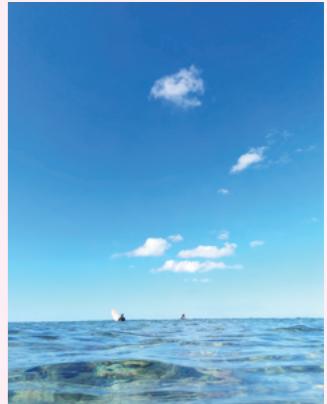
奄美の案件は、人間関係の近いこと、親族が多いこと、相続登記未了の不動産が少なくないこと、登記自体されていない建物も多いことなど、特有の難しさがあると思います。

奄美群島が一つの転換期を迎えることによる影響もあると思います。世界自然遺産登録をきっかけとして、浮足立っていると感じることもあります。できれば、この島が、これまでに地に足を付けて培ってきた営みを失わず

に次の時代に進んでいくことを願っています。

これから、新型コロナ後の奄美を考えると、法律が絡む問題は増えることこそあれ、減ることは無いだろうと思います。今後も、奄美での法律が問題となる案件に対応していくためにも、奄美の事務所と大阪の事務所が協働しながら、難しい案件や複雑な案件にも取り組んでいけるような体制づくりをしていきたいと考えています。

今年は、新型コロナが発生してから開催されていなかつた奄美祭りが、規模を縮小してですが、2年ぶりに開催されます。奄美祭りの夜の八月踊りは1年間で奄美の中心市街地が一番盛り上がる日ではないかと思います。今年は八月踊りの開催は見送られるようですが、来年以降、八月踊りも開催され奄美の夏が盛り上がることを期待しています。



梅雨明けの青空が広がる用海岸
撮影者：西田圭祐様

及・振興の重要な担い手となっているスポーツ団体の適正なガバナンスを確保することが必要不可欠であると言えます。

2. そこで、スポーツ庁は、平成30年12月に「スポーツ・インテグリティの確保に向けたアクションプラン」を策定し、その中で、スポーツ団体が適切な組織運営を行うための原則・規範としてスポーツ団体ガバナンスコードを策定することとしました。その後、スポーツ審議会における審議を経た上で、中央競技団体(NF)向け及び一般スポーツ団体向けのガバナンスコードが策定されました。
3. スポーツ団体ガバナンスコードについて、その詳細は紙面の都合上割愛させていただきますが、概要としては、役員の選出や監視体制、運営の透明性などが確保されているか、不祥事に適切に対応できる体制が整えられているかなどが求められています。
4. そして、中央競技団体(NF)においては、ガバナンスコードの遵守状況について、年1回の自己説明及び公表を行うことが求められ、また、統括団体による「適合性検査」を受ける必要があるとされています。一般スポーツ団体についても、遵守状況を自主的に自己説明及び公表を行うことが望ましいとされています。
5. このように、各スポーツ団体において、ガバナンスコードに沿った適正なガバナンス体制を構築し、適切な運営を行うことで、当該スポーツのみならず、スポーツ界全体に対する信頼感が増し、スポーツの持つ素晴らしさを再認識してもらえばと、スポーツ界に關わる弁護士の一人として願うばかりです。

スポーツ団体のガバナンス

弁護士 池田 健人

1. 昨今、様々なスポーツ団体において、不透明なお金の動きや選手選考、その他の不祥事がニュース等によって報じられています。このような不祥事が野放しになってしまふと、当該スポーツに対する信頼が失われ、ひいては当該スポーツの価値自体が毀損されかねません。

スポーツ団体における不祥事の発生を防ぎ、また、スポーツの価値を一層高めていくためには、スポーツの普



汗をかく日々

梅 雨の時期に驚くほどの勢いで伸び繁茂した雑草を刈り取る炎天下、全身にしたたる汗が目に沁み、思わず木陰へ。夏の戸外の作業は大変ですが、作業を終えてシャワーを浴びた後の午睡は格別です。

早朝に降り立った駅から登山道に向けて歩きだすとじんわり汗ばみ、尾根に向かう坂を登る頃にはシャツは汗でびっしょり。延々と登り続けられるのは、稜線に出たときに吹き渡る涼風の爽快感や視界が開けて絶景に出会う樂しみを身体が知っているからでしょう。下山の後ひなびた温泉に浸かって疲れを癒し、冷たいビールを一杯、いや最高です。

私の夏はいつもの汗をかく夏です。皆様、ご自愛ください。

弁護士
津田 浩克

暑中お見舞い 申し上げます。



空の巣症候群

今 春、息子が無事に大学へ入学し、娘が就職して自立しました。息子は今のところ自宅から大学に通っていますが、実感としては、子育てから卒業してしまった感じです。全く性格や行動様式の異なるきょうだいですが、私はどちらも溺愛して育ててきたため、子どもロスでメランコリックな気分になることも少なくありません。このような心理状態を「空の巣症候群」と呼ぶそうです。

空の巣は、何か別のもので埋めていくしかないと思うのですが、そう簡単ではないですね。自分の人生を思い起こすと、実は両親と共に暮らしていた期間というのはそれほど長くありません。かけがえない時間を過ごさせてくれた子どもたちに感謝の気持ちです。

弁護士
岩本 朗



図書館

子 どちが、最近絵本が大好きなので、よく図書館に出かけています。暑くなる時期ですので、これからますます重宝しそうです。土日に予約をとるのが大変なようですが、安藤忠雄さんが建てられた「子ども本の森」にも是非連れて行ってあげたいなと思っています。

本が大好きなのはいいことですが、レベルに見合った本を見つけるのに苦労しています。また、字が読めないので読み聞かせが必要です。字数が多い本を(間違って?)借りてしまうと、後で親は大変な目に遭います。

「字数ができる限り少なくて、レベルに合っていてその上タメになる本はないか」と毎回必死に探しています。

弁護士
黒田 祐史

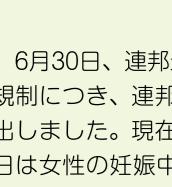


アメリカ社会に思うこと

ア メリカは最新の電気自動車が走っている一方で、黒煙を吐いて走る古い車もよく見かけます。ただ、そういう車を規制すればよいという単純な話ではなく、一部の大都市を除いて便利な公共交通機関がなく、貧富の差が非常に激しいこの国で、古くて安い車は低所得者層の人たちにとって重要な日常の足になっています。

6月30日、連邦最高裁は連邦政府が発電所に行う温室効果ガス排出規制につき、連邦政府に包括的な規制を行う権限はないとの判断を出しました。現在、最高裁は保守派とリベラル派が6対3であり、先日は女性の妊娠中絶の権利を認めた先例を覆すなど、保守的な判断が続いている。他方で同じ6月30日には初の黒人女性の最高裁判事が就任しました。保守的な傾向に向かうこの国と世界に、一石を投じてくれることを期待したいです。

弁護士
平林 佳江子



清張さんと綾子さん

最 近、松本清張の本を沢山読んでいます。半藤一利さんの『清張さんと司馬さん』を読み、昭和の推理小説の大作家の本も読もうと思ったのがきっかけです。もっぱら昭和30年代や40年代が舞台ですので、時代背景が現代とは違いすぎるのですが、それにしても、人物描写の上手さ、読み手を飽きさせないストーリー展開、読みやすい文章はさすがだなと思います。ただ、松本清張と言えばいわゆる社会派推理小説の元祖というだけあって、読み終わった後の爽快感がありませんので、読みすぎてちょっと気分が重たくなったときは、心が洗われる三浦綾子の小説を読んで気分転換(?)するようにしています。



男の子の行動力

動 物に関心がある私には、まだ経験で得た知識より感覚で動くことが圧倒的な小さい子の観察は興味深いです。1歳半の息子は、よく頭をぶつけます。高いところも大好きで、落ちてもまた上ります。痛い思いをすると泣きますがすぐ忘れるようで、動きは慎重さに欠けると思います。あらゆるもの引っ張り出したかと思えば、

ゴミ箱に捨ててみたり、強く怒ってもほぼ聞きません。こちらも体力負け娘との違いを感じます。

先輩ママに聞くと4歳頃には少し落ち着くそうです。息子の行動を見ていると、初夏に母と別れて間もない1~3歳弱の雄グマが好奇心から人里近くへ出てしまい、捕殺されてしまうのを思い出します。人間だと小学校3~5年生くらいかと思うと切なくなくなります。

人も動物も個体差が激しく、成長により獲得するものが大きいことはもちろんですが、



ノートパソコンが限界を迎え…

弁 護士になって以来ずっと使用してきたレッツノートが遂に限界を迎えました。人々、バッテリーがかなり弱くなってきていたのですが、先日、遂に液晶画面の一部が映らなくなるという事態が発生してしまいました。

様々な案件を共にしてきた相棒であるので、お別れするのは大変心苦しいのですが、液晶画面の全部が映らなくなってしまう前に、新しい相棒に乗り換えようと思います。

このニュースレターが皆様のお手元に届くころには、もう新しいノートパソコンに変わっているかもしれません、もし皆様のおスメがあれば教えてください。



気の元の氣

弁 護士法人の代表社員を退任し、4月1日から関西学院大学司法研究科長となりました。新スローガンは「元気」なロースクール。学生は「本気」で「根気」よく勉強していますが、「鬼気」迫る競争の中で次第に「陰気」になってしまいます。元気の源は希望です。しかし、それは「勇気」をもって行動し作り出すものです。

見守り隊

数 ケ月に一度、息子の通う小学校のPTA活動で、見守り隊活動(旗振り当番)があります。見守り隊活動というのは、子どもたちの登校時に、交差点に旗をもって立ち、交通整理を行って子どもたちの道路横断を助けるもので、皆さんにもお馴染みだと思います。

旗をもって通学路に立っていると、ランドセルが歩いているような小さな子や、本当に小学生なの?と思うような大人っぽい子、芸術的な寝ぐせの子、大量の荷物を持つ子など、たくさんの子どもたちの様子が見えます。

そんな子どもたちを見ていると、とても愛おしく、やはり私の中で大きな部分を占めているのは子どものことなのだと気づきます。どんな子どもたちも、誰かに愛されて育ってほしい、どうか、暴力や犯罪に巻き込まれないように、そう思います。

新しいこと

最 近、人に誘ってもらって、よく山登りに行っています。普段の行き先は関西近郊の低山中心ですが、行くたびに色々と発見があり、また四季折々の景色を見ていると清々しい気持ちになります。

また、この夏には、和田弁護士や仕事仲間にダイビングに誘ってもらったのを機に、以前から取ろうと思っていたライセンスを取得しました。最初は慣れないことが多く、思ったよりも苦労しましたが、これまで入れなかつた、美しい海の中の世界を見る能够になります。これから色々なところに潜りに行ければと思っています。

他にも、最近は意識的に、新しいことをしようと心がけています。仕事は仕事で頑張りつつ、自分の視野や経験、人の関わりを広げていきたいと思っています。

コースデビュー

昨 年の秋からゴルフスクールに通い始めました。月2回のレッスンを半年ほど重ね、今年のゴールデンウィークに初ラウンドを行ってきました。

結果は150というお恥ずかしいスコアでしたが、200を叩く覚悟で挑んだ私としては、満足のいくコースデビューとなりました。

コースは回るだけで気持ちがいいし、ラウンド後のご飯やお風呂も格別です。こんなに贅沢なスポーツがあったのかと今更ながらハマリそうです。

次のラウンドは今月です。猛暑で体が堪えそうですが、スコアアップを目指していきたいです。次は、目指せ120です。

弁護士
池田 直樹

その姿勢を学生に伝えていくためにも、弁護士業務にも「気合」が必要です。この3年、マスクによって私たちは「気を吐く」ことを遠慮し、ズームの熱量の低い「空気感」に慣れてしまいました。しかし、「気」はもともと「気」=エネルギーのはずです。今こそもっとダイレクトに「気」を配って、「元気」を広げていきませんか。

Web3.0に向けて

近 年、Web3.0という言葉をよく耳にするようになりました。中央集権型の「GAFAM」などをピラミッドの頂点とするWeb2.0と異なり、Web3.0は、ブロックチェーン技術を用いた非中央集権型(分散型)のインターネットと言われています。この言葉だけを聞いても、具体的に何がどう変わるのか、いまいちピンとくるものではありません。ただ、具体的にわかるようになる頃には、Web3.0の時代が徐々に浸透しつつあることを示すことになるのだと思います。

iPhoneの初代が発売されたのが2007年(日本では2008年)。今では誰も持っているスマートフォンがこの10年足らずで急速に普及したことを考えると、Web3.0の時代も10年後には当たり前になっているのかもしれません。



弁護士
石飛 優子

地域の人に支えられて



奄 美に来ておよそ6年間が経ちました。小学校の入学から卒業までと同じ期間を奄美で過ごしたことになり、北から南までいろいろな場所に行きましたし、知っている方も沢山増えました。

弁護士
和田 知彦

奄美で生活をしていると、人間関係の近さもあって、たくさんの時間を共有し、家族に近いような形でお互いを知って付き合うような感覚を持つことがあります。内地出身の私にとっては、同じ日本でも、違う国の文化に触れるような感覚があります。

日々の仕事に追われて忘れてしまうこともあります、みんなで遊びに行ったり、食事をしたりすると、たくさんの方に支えられていることを実感し、毎日のいろいろな出来事に感謝して生活をしていきたいものだと改めて思います。



奄美と大阪での研修

本 年4月21日に弁護士登録をし、その後は大阪と奄美を行き来しつつ、研修を受けています。

大阪ではマンスリーマンションで生活しています。奄美では初めてのうちはホテル暮らしでしたが、ようやく奄美の自宅にもエアコンを設置することができ、自宅で暮らせるようになりました(まだ「暮らせる。」というよりも「泊っている。」という感覚の方が大きいですが・・・)。冷蔵庫や洗濯機等もこれから揃え、快適な生活を送れるようにしたいです。

秋ごろに大阪と奄美を行き来する生活が終わる予定なので、それまでに関西のいろいろな場所に行き、美味しい物を堪能しておきたいと思います。



入所のご挨拶

弁護士 佐用 理紗

本年4月に奄美あすなろ法律事務所に入所致しました、佐用理紗と申します。

私は、平成25年の司法試験に合格し、翌年から家庭裁判所調査官(補)として、大阪、奄美及び福山で勤務し、

家事事件・少年事件を担当してきました。その後、令和3年に家裁調査官を退職し、約8年越しで司法研修所に入所しました。

この度、ご縁があり、以前働いていた奄美で、弁護士のキャリアをスタートすることになりました。自分でも奄美で弁護士になるとは想像もしていましたが、思い出の地でまた働くことができ、とてもうれしく思っています。至らない点も多いですが、少しずつ慣れ、奄美生活を楽しみたいと思っております。

森林を破壊する 再生可能エネルギー開発について

弁護士 室谷 悠子

ロシアのウクライナ侵攻の影響によるヨーロッパを中心とするエネルギー事情の激変や猛暑の中の電力需給ひっ迫注意報などで、エネルギー問題への関心が高まっているのではないかと思います。

地球温暖化対策として、日本では、2050年のCO₂排出ゼロをめざして、再生可能エネルギー(以下「再エネ」)の推進が国をあげて進められています。太陽光や風力などで発電された電力を高く買い取るFIT制度(固定価格買取制度、2022年度以降は価格固定ではなくプレミアムをつけるFIP制度になりました)も導入され、各世帯から、電気代とともに再生可能エネルギー賦課金が徴収されて、年間1万円を超える額になっています。

国民の負担により進められている再エネ開発ですが、利益誘導が強すぎて投資の対象となった結果、安価で大量に入手しやすく、規制も緩やかな山林で森林を大規模に破壊する開発事例が各地で問題となっています。

森林を数十箇伐採してメガソーラーをつくる計画や国有林の縁の回廊や国立公園も含む山の尾根筋に高さ200m近くの巨大な風車を数十基から100基を超える規模でたてる計画などが乱立しており、豊かな森林生態系への脅威となるだけでなく、水源保全や災害防止、景観破壊や健康被害(風力発電の騒音・低周波)などの



観点からも地域住民ともトラブルになっています。

日本弁護士連合会の公害環境委員会でもこの問題に関するプロジェクトチームが立ち上がり、私も一員となり、現行の法規制の問題点や改善点等を現在検討中です。

そもそも森林減少が温暖化の原因とされており、森林を破壊する再エネ開発は温暖化対策とは言えません。再生可能エネルギーの推進は必要でも、とにかく儲かるところでつくるというやり方が本当に次世代のためになるのか、持続可能なエネルギー開発とはどういうものか、立ち止まって検討をすべきときだと考えています。

JELFみどりの遺言

日本環境法律家連盟

詳しくは検索:「みどりの遺言」にて

今年の夏も異常気象が際立ちます。選挙で争点にはなりませんが、日本の伝統文化は、祖先から孫子の代まで社会の継続に価値を置いてきたはずです。子孫に

美田を残そうという環境保護運動のために、遺言や相続の一部を活用しませんか。

9月17日(土)午後1時30分ドリアン助川氏をメイン講師として、「みどりの遺言セミナー」を開催します(東京)。ウェブでも参加できます。詳しくは「みどりの遺言」で検索を。

夏季休暇のお知らせ

誠に勝手ながら、弊所では、右記の期間を夏季休暇とさせていただきます。
ご不便をおかけいたしますが、何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

大阪事務所

8月12日(金)～8月15日(月)

奄美支所

8月10日(水)～8月12日(金)

